

業務指示書

カンボジア国ナショナル・シングル・ウィンドウ構築に向けた通関手続き及び通関電子システムの改善提案のための情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年12月28日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 東郷 真里奈 Togo.Marina@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年1月10日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めているものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- () 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- () 外国籍人材の活用を認めます。
- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：通関または港湾分野に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／通関手続き）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：通関手続きに係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：カンボジア 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：通関システム設計】

- 1) 類似業務の経験：通関システム設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：カンボジア 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：港湾手続き】

- 1) 類似業務の経験：港湾手続きに係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：カンボジア 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年1月17日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・ 郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・ 持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(KHR1 = 0.02831 円, US\$1 = 112.305 円, EUR1 = 119.249円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町)

会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／通関手続き
通関システム設計
港湾手続き

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.00 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年1月30日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

カンボジア国ナショナル・シングル・ウィンドウ構築に向けた通関手続き及び通関電子システムの改善提案のための情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/通関手続き	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 通関システム設計	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 港湾手続き	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

カンボジア政府は、2014年に世界銀行の支援を受けて、各省庁が所管する貿易に係る各種システム・電子データを接続・連携させることを目的としたナショナル・シングル・ウィンドウ（以下、NSW）の構成案（ブループリント。以下、BP）を作成した。同BP報告書を受け、カンボジア政府は2015年に同政府内の関係省庁を招集し、カンボジア経済財政省関税消費税総局（以下、GDCE）を事務局とするNSWステアリング・コミッティを立ち上げた。2015年にASEAN経済共同体（以下、AEC）が発足したことを踏まえ、同共同体における域内貿易の促進と貿易取引に要する手続きコスト削減を目的として、NSWの構築及びASYCUDA¹とポータルとしてのNSWとの効果的なシステム連携を通じた、貿易円滑化の取り組みを加速化する方針を表明している。隣国のタイやマレーシアなどの先発ASEAN諸国では、NSWの導入は既に進んでおり、周辺国との貿易円滑化の観点からもカンボジアにおけるNSWの導入に対する期待は高い。

しかし、カンボジア政府は、自国予算による資金面の目途が立たず、また世界銀行を始めとする開発援助機関からの技術的な支援を得られない状況が続いている。現在、カンボジア国内において、国連貿易開発会議（United Nations Conference on Trade and Development。以下、UNCTAD）が無償で提供する通関電子システムであるASYCUDA Worldが全国の税関に配備されているものの、通関申請の一部が引き続き原本主義であり、システムの容量上の限界があり、全ての通関手続きを電子的に処理できない現状に加え、更なる通関所要時間の削減などの民間セクター側のニーズも強く、更なる手続きの効率化及び迅速化が課題となっている。

2016年8月、アメリカ国際開発庁（USAID）は上記BPを踏まえ、2017年中のアセアン・シングル・ウィンドウ（以下、ASW）稼働を見据えたカンボジアNSWの進捗状況を調査した。同調査では、NSWの立ち上げ及び2017年12月末までのASEAN諸国のNSWとASWへの試験接続の実施を提案しており、同提案の実施を含めてUSAIDが積極的なNSW構築の支援を計画している²。

そのような中、GDCEはJICAに対し、USAIDが構築予定のNSW導入に関して、特に通関手続きの観点から必要となる各種業務（手続き・法制度の見直し等）及び事業規模の確認と共に、ASYCUDAへのリスク管理・貨物管理機能等の追加機能の必要性及び実現可能性の検討を行う調査の実施を依頼した。GDCEは、本調査の結果を踏まえ、今後のNSW及びASYCUDA等の通関電子システムの整備方針を検討する予定である。

また、通関手続と並んでNSWの主要な役割を担う港湾の船舶入出港申請等手続の電子化（以下、港湾EDI（Electronic Data Interchange））及び国際標準化については、ASEAN諸国の多くが、国際海上交通簡易化条約（通称FAL条約：Convention on Facilitation of International Maritime Traffic）に基づき港湾入出港申請等手続の国際標準化を進めているが、カンボジアでは取り組みが始まったところである。

¹電子化の遅れている国にUNCTAD（国連貿易開発会議）が無償で提供している通関電子システムのパッケージ。ASYCUDAはAutomated SYSTEM for CUStoms DATAの略称。日本ではNACCS（Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System、貨物通関情報処理システム）がこれに該当する。

² USAIDの提案は以下の3ステージ：ステージ1：CNSW（カンボジアNSW）ポータルを開発し、ASYCUDAと商業省の原産地証明システムを接続、その上で、CNSWポータルをASWポータルに接続（2017年度末まで）、ステージ2：関係省庁の輸出入関連システム（ASYCUDA及び商業省の原産地証明システム以外）をASWポータルに接続（2018年度末まで）し、通関業者団体などが各種申請や認可を受けられるようになる、ステージ3：BPに記載の計画を実行し、CNSWポータルと全関係省庁の輸出入関連システムを接続し、CNSWの完成を目指す（2021年度末まで）。

そこで、本調査では、ASEAN 各国の船舶入出港申請等手続業務の電子化、国際標準化促進の動向を踏まえて、カンボジアの港湾における同業務の電子化、国際標準化促進のための検討を行う。

2. 事業の概要

(1) 事業の名称

カンボジア国ナショナル・シングル・ウィンドウ構築に向けた通関手続き及び通関電子システムの改善提案のための情報収集・確認調査

(2) 期待される成果

本調査を通じ、NSW 整備計画・システム概要(案)の策定及び通関電子システム等個別のサブ・システムの改善案の検討・提案を行う。

(3) 対象地域

プノンペン市、カンボジア国内の地方税関及び港湾

(4) 関係官庁・機関

カンボジア経済財政省 関税消費税総局、商業省、公共事業運輸省（港湾局）、シハヌークビル港湾公社

(5) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動

2005 年から、日本財務省関税局の協力の下、GDCE に対して関税政策・行政アドバイザー（個別専門家）を派遣している。また税関リスクマネジメントデータベースシステムに関連して、2008 年 2 月から 2011 年 3 月まで技術協力プロジェクトとして「メコン地域における税関リスクマネジメントプロジェクト」（タイ、カンボジア、ベトナムの 3 か国が対象）を実施した。2011 年 09 月～2013 年 03 月の期間において税関リスクマネジメントデータベースシステムの構築整備のため個別専門家を派遣すると共に、引き続き 2014 年 03 月～2015 年 02 月 28 日まで税関リスクマネジメントデータベース支援アドバイザーとして個別専門家を派遣した。

港湾セクターに対しては、2007 年に「海運・港湾セクターマスタープラン」の策定を支援し、2009 年 8 月からは円借款事業「シハヌークビル港多目的ターミナル整備事業」を開始した。2013 年 6 月から 2016 年 5 月まで、技術協力プロジェクト「シハヌークビル港コンテナターミナル経営・技術向上プロジェクト」を実施し、シハヌークビル港湾公社の戦略的な計画策定、港湾管理・運営に係る能力向上を支援した。現在は同公社に対し、港湾運営の個別専門家（2016 年 5 月～）を派遣している。

3. 業務の目的

(1) NSW 構築に係るカンボジア政府の方針・検討状況に関する情報収集を行い、課題の抽出を行う。

(2) 既往の通関電子システム（ASYCUDA）の稼働状況と通関手続きの確認を行い、その課題の抽出を行う。

(3) 上記（1）及び（2）で収集・抽出した情報・課題に基づき、NSW 及び既往の通関電子システム（ASYCUDA）について、通関手続きの簡素化及び効率化と、右を実現するに際し相応しい情報システム構築の観点から提言を行う。

(4) シハヌークビル港における船舶入出港を中心とした港湾関連手続き、港湾関連行政機関、港湾利用者、港湾関連法制度、FAL 様式導入、港湾手続きの電子化等の現状を確認し、その課題及び港湾 EDI 構築に向けた提言を行う。

4. 業務の範囲

コンサルタントは、「3. 業務の目的」を果たすために「5. 実施方針及び留意事項」「6. 業務の内容」に示す内容の調査を実施し、調査の進捗に応じて「7. 成果品等」に示す報告書を作成して、JICA 及び先方機関に説明、協議の上、機構に提出する。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本調査の位置づけと実施の柔軟性の確保

本業務の成果品は、先方実施機関である GDCE 及び公共事業運輸省 (Ministry of Public Works and Transport。以下、MPWT) へ共有されるとともに、今後のカンボジア支援における税関分野・港湾分野の協力方針の検討の際に参照される予定である。ただし、本調査業務の実施が、今後の新規支援を前提としたものではない点に十分留意すること。また調査実施時に、そのような誤解をカンボジア側関係者に与えないよう、協議の際十分に留意すること。

また本指示書は、これまでに確認されている情報をもとに作成されたものである。よって、状況の変化を踏まえて、より効果的、効率的な調査手法などを検討の上、プロポーザルに記載・提出すること。なお、本指示書以外にコンサルタントが必要と判断する事項については、プロポーザルに記載して提案すること。

(2) 専門家等関係者との密接なコミュニケーションの確保・協働

本調査を効率的・効果的に進めるために、JICA がカンボジアへ派遣中である関税政策・行政アドバイザー、及び港湾運営アドバイザーと適宜・適時に情報共有、意見交換、調整を行う。また、JICA 産業開発・公共政策部、社会基盤・平和構築部及び JICA カンボジア事務所の求めに応じて、日本財務省関税局等との協議にも同席・参加し、調査内容に関する意見交換を行う。

(3) 調査対象のシステムとその運用状況・整備構築状況の把握

本調査で調査対象となる電子通関システムは、カンボジア税関に配備されている通関電子システム ASYCUDA World、及び税関リスク管理システムである CRMDS (Customs Risk Management Database System) である。また、港湾 EDI については所管する公共事業運輸省にて導入に係る検討が進んでおり、その現状把握と課題の特定を行う。その他、調査の過程で、NSW に関連して、経済財政省以外の省庁が開発・所管する新システム、原産地証明に関するシステム (商業省所管) 等が確認できた場合は、そのシステムの概要等を JICA 産業開発・公共政策部、社会基盤・平和構築部及び JICA カンボジア事務所に報告する。

(4) 国際機関等による他の支援プログラムの動向

カンボジアの NSW 構築及び税関分野に対し、世界銀行・USAID 等が支援を行っているが、それらを含め、本分野におけるドナーによる現地の支援状況・動向については、調査期間中を通じて広く情報収集を行い、必要に応じて JICA 産業開発・公共政策部、社会基盤・平和構築部及び JICA カンボジア事務所に報告すること。

(5) 調査結果を踏まえた改善提案

NSW 整備計画案・システム概要の策定及び通関電子システム等個別のサブ・システムの改善案の検討・提案を行う。サブ・システムである通関電子システムについて、コンサルタントが各種改善提案を検討するにあたり、財政・維持管理費の面や GDCE 及び MPWT 側（及びカンボジア国一般）の運用技術レベルに留意した上で、カンボジア政府により自律的に維持管理が可能な改善提案を行うこと。その際、GDCE 及び MPWT の経済的負担ができる限り最小限となるよう、現地企業の活用等も考慮した提案を行うこと。

(6) 現地における既存システムの活用及び現地で調達可能なシステムの導入

以下 6. (5) 10) に記載する、港湾 EDI システムの導入および港湾 EDI を NSW に接続するための技術的可能性の検討、港湾 EDI システムの新規システム開発（設計及び機材調達）に必要となる概算業務量・概算費用の検討にあたっては、初期投資費用及び維持管理の容易性の双方に配慮し、可能な限り現地または近隣国で調達可能なシステムの導入を基本方針とすること。

6. 業務の内容

(1) 事前準備（国内作業）及び調査計画書の説明・協議

1) 関連資料・情報の収集・分析等

既存の関連資料、情報、データを整理・分析・検討するとともに、詳細な業務内容及び行程を検討する。検討にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、JICA 産業開発・公共政策部、社会基盤・平和構築部及びカンボジア事務所と十分に協議を行うこととする。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。

2) 調査計画書の作成・説明・協議等

上記の結果をとりまとめ、調査計画書を作成し JICA 産業開発・公共政策部、社会基盤・平和構築部に対して説明し、了解を得る。また現地調査の冒頭に、JICA カンボジア事務所、関税政策・行政アドバイザー、及び港湾運営アドバイザーと事前準備結果（調査計画書案含む）を共有し、実施機関である GDCE 及び MPWT に対し、同計画書をもとに調査方針、調査計画、調査項目、便宜供与依頼事項等を説明し、了解を得る。その際、GDCE 及び MPWT から要望等があった際は、必要に応じて機構と相談の上、業務の目的の範囲内で調査項目に追加することを検討する。

(2) カンボジアにおける NSW に係る検討状況

以下の事項に関する検討状況を調査し、カンボジア政府の方針や計画、NSW の現況を調査し、問題点・課題を把握する。

1) 税関行政全般に関するカンボジア政府の方針や検討状況

2) NSW に関する政策文書、省庁横断的なイニシアチブ、実現に向けたロードマップ等

3) NSW の構築に向けた関連法令とその整備状況と課題

4) 世界銀行が支援して作成したブループリント（BP）における提案内容・計画の確認

5) USAID の支援を通じて構築予定とされている NSW の概要（作業スケジュール、

総費用、機能、スペック、他システムとの接続可能性・互換性など)、及び構築の実施状況の把握

- 6) NSW と ASW との接続計画・互換性の確認(例 入力様式の統一や入力情報共通化等)。特に NSW・ASW 間の接続計画については、現況の整備・検討状況を踏まえた接続時期の分析を行うこと。
- 7) NSW へ接続を予定しているカンボジア政府内の各省庁が所管する電子システムと NSW 間の接続計画・接続状況(例 公共運輸事業省の港湾 EDI システムの構築状況や商業省保有の原産地規則など)及び今後の計画、その他留意事項の確認
- 8) NSW ステアリング・コミッティや GDCE 内の NSW 担当部局における検討状況と今後の活動予定。特に現状については、①組織体制、②活動計画、③予算、④職員の技術レベル等を確認すること。
- 9) ASYCUDA を NSW に接続するための技術的可能性、及び実施に必要となるシステム開発・修正について特定し、その業務量・概算費用の検討。
- 10) 港湾 EDI を NSW に接続するための技術的可能性、導入に必要となる制度について検討すること。また、下記(5)で収集した情報を基に、港湾 EDI システムの基本要件を仮定し、システムの試行的導入及び段階的拡張に向けたロードマップを複数案検討する。また、近隣国の事例等を参考にしながら、各案で必要となる概算業務量・概算費用(システム設計、機材調達及び運用維持管理を含む)を推定し、留意事項を取り纏める。

(3) カンボジアにおける通関手続きの現状把握と課題

以下の事項を含む通関手続きの現況を、既往調査結果等も活用しつつ調査し、問題点・課題を把握する。尚、輸入/輸出/再輸出のそれぞれについて手続きが異なる場合には、その点に留意した上で調査すること。また業務との関連で、GDCE 及び MPWT の組織体制(部局構成、職員数、指揮命令系統など)や業務分掌などで課題がある場合は、その点も併せて記載すること。

- 1) 通関手続きフロー(電子申請と書類申請との間で相違点がある場合は、明記)
- 2) 通関手続きに関する関連法令とその整備状況と課題
- 3) 税関へ提出が必要な書類の数と種類
- 4) 電子申請/書類申請の割合とその分析
- 5) 輸入/輸出/再輸出にかかる通関所要時間
- 6) 輸入/輸出/再輸出に係る書類審査率及び検査率
- 7) 通関業者、輸出入企業、運送業者の数と主要な企業の事業規模と AEO 制度(ベストトレーダー制度³)の運用状況³
- 8) 各税関における貿易取扱量・件数及び今後 10 年間の貿易取扱量の予測
- 9) 各税関におけるシステム利用者数と利用率
- 10) 申請者(電子申請/書類申請ともに)からの手続きに関する要望や改善事項などの調査(「申請者」とは、具体的には輸出入企業、運送会社、銀行、通関業者等を指す。)

(4) 通関電子システム(ASYCUDA World)の現況と課題

³ 関連する組織・団体として、Cambodian Chamber of Commerce, Customs Broker Association, Freight Forwarders Associationなどが挙げられ、ヒアリング対象に含めることが望ましい。

以下の事項を含む、通関電子システムの現況を調査し、問題点・課題を把握する。

- 1) 現在配備されている通関電子システム（ASYCUDA World）の概要
 - (ア) 配備済の ASYCUDA World の概要
 - (イ) 通関業務フロー（システム処理を行うものを対象）
 - (ウ) システム構成（OS、ハードウェア/ソフトウェア開発）
 - (エ) 運営および維持管理体制（組織体制、職員数、職員の技術水準）
 - (オ) 開発・維持管理にかかる予算（過去3年の実績額）
 - (カ) リスク管理システム（CRMDS⁴）の現状と課題
- 2) 税関における通関電子システムの使用状況と課題
- 3) 上記1)、2)に関連する課題の分析と改善提案。特に、本邦で使用している通関システムが実装する各種機能に留意した上で、分析・改善提案（例 同システムが有する機能の一部を ASYCUDA に上乘せすることにより、より効果的・効率的な通関手続きが実現することの可能性など）を行うこと。また、ASYCUDA World の中長期的な継続利用により懸念される課題等も併せて分析の上記載すること。

(5) シハヌークビル港における港湾関連手続き等の現況と課題

以下の事項を含む、港湾入出港手続きを中心とした港湾 EDI システムの現況を調査し、問題点・課題を把握する。

- 1) カンボジア国における港湾行政に関する既存資料のレビューと更新
 - (ア) 港湾行政アドバイザー専門家業務完了報告書
 - (イ) その他、関連法
- 2) シハヌークビル港における港湾関連手続きの詳細確認
 - (ア) 港湾関連行政機関、港湾管理者と港湾利用者の関係
 - (イ) 船舶入出港手続き
 - (ウ) その他、パス割当業務、料金請求・納付管理業務、統計管理業務、ターミナル作業支援業務等、港湾 EDI に関する関係諸機関の意見聴取及び EDI を優先的に導入すべき手続きの検討

(6) 国際機関（例 世界銀行や USAID 等）等からの支援プログラムの確認

以下の事項を含む、国際機関を含む他援助機関の支援状況を調査する。それぞれについて、関連する援助実施機関ごとに、(a) 現在進行中のプログラム、(b) 直近過去3年間の実績、(c) 今後予定されているプログラムについて調査・整理することとし、他の支援プログラムと関連（重複）がある場合は、明記すること。

- 1) カンボジアにおける ASEAN 地域統合に関する支援プログラム
- 2) カンボジアにおける貿易円滑化もしくは税関機能強化に関する支援プログラム
- 3) カンボジアを含む、ASEAN 周辺国における ASW に向けた取り組み・支援プログラム

(7) ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議

ASYCUDA World を NSW へ接続することを念頭におき、上記(2)から(5)までの

⁴ Customs Risk Management Data System の略で、JICA が 2008 年からシステム開発を支援し、カンボジアでは 2011 年から稼働している。

調査結果を踏まえ、NSW 整備計画・システム概要（案）含めて、ドラフト・ファイナル・レポートにて提案する。また、レポート作成の際は、各種課題に対する提案内容が実現した際に期待される効果・日本企業への裨益効果を定性的・定量的に記すことが望ましい。上記調査結果をドラフト・ファイナルレポートとしてとりまとめ、JICA 産業開発・公共政策部、JICA 社会基盤・平和構築部、及び JICA カンボジア事務所、先方実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

（8）ファイナルレポートの作成・説明・協議

ドラフト・ファイナルレポートに対する機構及び先方実施機関のコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、機構に提出する。

7. 成果品等

（1）報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) 調査計画書

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、体制、要員計画、調査事項等

提出時期：契約締結後 10 日以内

部 数：和文 5 部（簡易製本）、英文 5 部（簡易製本）

電子データ：上記報告書の PDF データと Word など編集可能なデータ

2) 月次調査活動業務報告書

記載事項：調査業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月 15 日までに JICA に提出する。その際、現地で収集した資料及びデータは整理した上で、可能な限り電子データにて収録・添付の上、提出する。

電子データ：上記報告書の電子データ Word など編集可能なデータ

3) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果と NSW 整備計画に関する提案。別添として、収集資料リスト、面談者リスト、面談録（各面談の日時、場所、面談者、面談目的、結論等を簡潔に記載すること）を添付すること。

提出時期：現地調査開始 1 か月後を目処

部 数：英文 10 部（簡易製本）、要約編和文 10 部（簡易製本）

電子データ：上記報告書の PDF データ Word など編集可能なデータ

4) ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果。別添として、収集資料リスト、面談者リスト、面談録（各面談の日時、場所、面談者、面談目的、結論等を簡潔に記載すること）

提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに対するカンボジア側コメント提出から 1 ヶ月以内

部 数：英文 10 部（製本）、和文 10 部（製本）

要約編和文 15 部（製本）、要約編英文 10 部（製本）
CD-R 3 部

5) 業務完了報告書

記載事項：ファイナルレポートの概要、調査内容、業務実施上の課題・工夫、留意事項など

提出時期：2017 年 4 月

部 数：和文 5 部（製本）、CD-R 3 部

電子データ：上記報告書の PDF データ

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

2017年2月下旬の契約締結後より業務を開始し、2017年3月を目途に調査計画書を提出する。2017年4月上旬までにドラフト・ファイナルレポートを提出し、2017年5月下旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

合計 約11.0M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、より適切な専門家の配置が考えられる場合はプロポーザルにて提案することとする。また以下に記載の格付けは目安であり、目安を超える格付けの提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

ア 総括/通関手続き整備（2号）

イ 通関システム設計（3～4号）

ウ 通関システム間接続

エ 港湾手続き（3号）

※「ア 総括/通関手続き整備」は、総括業務及び通関手続き・システム全般に係る業務に従事する。また、「ウ 通関システム間接続」は、通関システムを含むNSW・各省庁電子システム間の接続に係る調査・分析を主たる業務としつつ、「イ 通関システム設計」の通関システム設計に係る業務の補佐を行う。

※ 「エ 港湾手続き」の業務量の目安は1.0M/M程度を想定している。

※直接人経費単価は、2016年度の直接人経費単価を上限とする。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html>

3. 便宜供与

特になし。

4. 参考資料

・カンボジアにおける関税法や通関手続き等：

http://www.customs.gov.kh/en_gb/

・カンボジアNSWのブループリント（世界銀行作成）：

<http://www.customs.gov.kh/wp-content/uploads/2015/10/6.-Blueprint-for-CNSW-Final-for-printing.pdf>

・アジア開発銀行（ADB）による通関所要時間調査報告書（Time Release Study）：

<http://www.customs.gov.kh/wp-content/uploads/2015/10/TRS-Report-Cambodia-revision-28-11-2014.pdf>

・カンボジア王国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国 メコン地域における税関リ

スクマネジメントプロジェクト終了時評価調査報告書：

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000257921.html>

・ASEAN 地域における港湾 EDI に係る情報収集・確認調査 最終報告書：

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008845.html>

・カンボジア国港湾行政アドバイザー専門家業務完了報告書

JICA 社会基盤・平和構築部において貸与

7. その他の留意事項

(1) 不正腐敗防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)の趣旨を念頭に本業務を実施すること。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(2) 安全管理

現地滞在期間中は現地の治安状況について JICA カンボジア事務所及び在カンボジア日本大使館で十分な情報収集を行い、安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び必要な情報共有・調整を十分に行うこと。また、JICA カンボジア事務所及び在カンボジア日本大使館と常時連絡がとれる体制を整備し、特に地方にて活動する場合は、当地の治安状況について事前の情報収集を十分におこない、移動手段や滞在場所、期間等の情報を関係者に連絡すること。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。なお、現地業務に先立ちすべての業務従事者について、外務省海外旅行登録(たびレジ)に登録すること。

以上